

季刊

ほうてらす

冬

Vol. 27
2014. 1

特集
02-05

はたらくこと

法テラスインタビュー 06-07

イッセー尾形さん

のぞいてみよう 法テラス 08-09 / スタ弁がゆく 10 / ほ法、なるほど。11

はたらくこと

労働について、法テラスに毎月寄せられる問い合わせは2000件以上。雇用の多様化、労働環境の変化に伴い、相談件数は年々増加しています。仕事にやりがいや楽しさを感じる一方、さまざまな悩みを抱える人も多くは、役に立つ情報や制度を正しく知り、自分を守りましょう。

知っておきたいこと

ハラスメントへの対処

「ハラスメント」とは、嫌がらせ、いじめのこと。

いじめ・嫌がらせ

上司から怒鳴られる

社員旅行を強要される

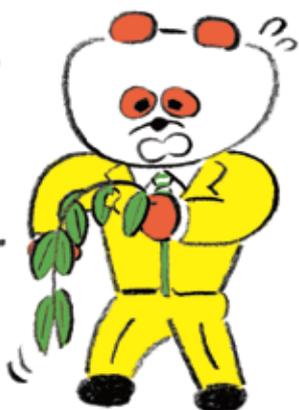
仕事中に体を触られる

一気飲みさせられる

自分ひとりに仕事を押し付けられる

同僚から無視される

野村部長は古い笹ばっかり渡してくる



あたらしい笹ばっかり
独占して、「ふぬー」

ハラスメントに遭ったまずは会社の相談窓口にご相談を。ハラスメントを受けた日時、場所、具体的なやりとりは、記録、録音しておきましょう。

会社内での解決が難しい、相談窓口を利用するのはためられるというところで、たら、都道府県労働局や労働基準監督署（労基署）の総合労働相談コーナーに相談してみましよう。法テラスや弁護士会の法律相談を利用することもできます。

パワハラ（パワーハラスメント）
職場での立場などを背景に、業務の範囲をこえた指導、嫌がらせ
セクハラ（セクシャルハラスメント）
相手方の意に反する性的言動
アルハラ（アルコールハラスメント）
一気飲みの強要などアルコール飲料からんだ嫌がらせ
マタハラ（マタニティハラスメント）
妊娠出産を理由とした解雇や嫌がらせ

困ったらここ

「法テラス」

法テラスサポートダイヤルでは、お問い合わせの内容に応じて最適な相談窓口を無料でご案内します。悩みごとや困っていることが法律問題なのか分からないという方もお気軽にご利用ください。電話・メールでの問い合わせを受け付けています。全国に50か所ある地方事務所では、相談窓口や法制度を無料でご案内するとともに、経済的に余裕のない方を対象とした、弁護士や司法書士による無料法律相談を行っています。また、民事裁判手続などにかかる弁護士・司法書士費用等を無利子で立て替える制度もあります。費用面に不安を感じて相談に行けないという方、ぜひ法テラスをご利用ください。詳しくは9ページをご覧ください。法テラスホームページでも相談窓口や法律の制度を調べることができます。

サポートダイヤル
0570-078374

法テラスで検索



法テラス東京

「労働審判」

事業主と労働者の間のトラブルを早く解決することを目的に、平成18年4月に始まった制度です。原則3回以内の審理で終了します。

残業代が 支払われない

会社の責任は

事業主(会社)は、労働者が快適に働くことができるように、職場環境を整える義務(職場環境配慮義務)を負っています。ハラスメントに関しては、発生を防止するとともに、発生した場合にはただちに必要措置をとることが義務づけられています(セクハラに関しては男女雇用機会均等法に基づいています)。放置すれば、使用者責任や債務不履行責任に基づく賠償の義務を負うこととなります。

1日20時間も働かされる

給料が

遅れて振り込まれる

1日8時間・週40時間

労働基準法(労基法)による労働時間の原則です。それを超えると、会社は通常の給料を25%以上増した賃金を支払わなければなりません。

休みの日も 出勤させられる

自腹で

自社商品を買わされる

会社に居すぎて

家の間取りを忘れたなあ

この労働時間を超えて労働させることはできません。

厚生労働省の基準では、残業時間は1週間に15時間まで、2週間に27時間までと定められています。

ブラック 企業かも?



和室ってあったっけなあ

申立人
解雇/給料・退職金の
支払いに関するトラブルなど

申し立て

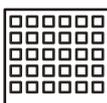
● 申立手数料、郵便切手、
必要書類をそろえて
地方裁判所に申し立てます。

● 弁護士をつけずに

申し立てることも可能です。*

* 適切な主張、立証のためには、
弁護士を代理人として選任することが
望ましいでしょう。

詳しい申し立ての方法は、
法テラスまたは裁判所に確認ください。



審理

申立人、相手方、
労働審判官(裁判官)、
労働審判員
(使用者側と
労働者側の
それぞれの専門家)で
事実関係を整理し、
話し合っ。

相手方
相手方代理人
労働審判員
労働審判員
(裁判官)
労働審判員
申立人代理人
申立人



調停成立

話し合いによる
解決を目指す。

労働審判

審判による解決。
異議がある場合、
審判は失効し
訴訟に移行。

なかなか有給休暇を
使わせてくれない



働く環境

知っておきたいこと

労働災害の補償

労災保険とは、業務上の災害や通勤中の災害で負傷や疾病、障害を負ったり、死亡した場合に、被災労働者またはその遺族に対して所定の保険給付を行う制度です。原則として労働者をひとりでも雇用する事業所には、適用されます。すべての労働者が保険の対象です。労災保険を申請するには、請求書に必要事項を記載し、事業主の証明を受けた上で労基署に提出します。事業主が協力してくれない場合でも、その事情を労基署に説明し請求書を提出すれば受理されます。

育児休業

事業主は、育児休業(育児)の申出があった場合、原則これを拒めません。育児などを理由とした差別は禁止されています。育児は男女問わず取得でき、父母がともに取得する場合には、原則として1歳に達するまでの間(一定の場合、1歳6ヶ月に達するまでの間)取得可能です。育児中は、雇用保険法に基づいて給付金が支給されます。(育児介護休業法)

風邪をひいても 休めない

仕事中にけがをしたのに、
保険の手続きをしてくれない

休憩が1日30分未満

分煙や禁煙が徹底されていない



足ったのは
保険ムリなんですか？

困ったらこーい

「労働基準監督署」

賃金、労働時間、労働災害などについて事業主に対し、指導、監督を求める場合、相談しましょう。

「労働局雇用均等室」

性別による差別、セクハラ対策、女性労働者の妊娠出産前後の健康管理対策、パートタイム労働についての相談ができます(無料)。

「総合労働相談コーナー」

労働条件、採用、いじめなどについて、労働者も事業主も電話や面談で相談できます(無料)。
※相談先の所在地や連絡先は厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roundou/kijun/kijungaiyou06.html>

「ワーク・ライフ・バランス」

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方をするということです。そのひとつの形として、家庭で子育てに時間を割く夫「イクメン」があります。厚生労働省の調べでは、平成24年度の日本の育児休暇取得率は女性83.6%に対して男性は1.89%です。一方で、世界有数のイクメン先進国スウェーデンでは、約80%の男性が育児休暇取得しています。そこで、厚生労働省では、「育てる男が、家族を変える。社会が動く。」を標語に、男性がもっと積極的に育児にかかわるようにと「イクメンプロジェクト」を推進しています。

厚生労働省「イクメンプロジェクト」

<http://ikumen-project.jp/index.html>

内定通知をもらったのに、入社直前に「辞退してほしい」と言われた

退職日を勝手に延ばされる

パートの契約更新を突然打ち切られた

明日からクビと言われた

就職・失業

退職金支払いを避けるために懲戒解雇とされた

採用内定の取り消し

学校やハローワークへ相談しましょう。「内定」を通知された時点で労働契約が成立したことになります。

「内定取り消し」は解雇と同じ意味なので、客観的に合理的で社会的にも正当な理由がある場合に限られます。違法な内定取り消しの場合、労働契約上の地位の確認や就労予定日以降の賃金の支払いを求めることもできます。内定を辞退するようせまられたり、自宅待機を強要される場合もひとりで悩まず相談しましょう。



うー、うー、
エスプレッソマシーン
買う前に言ってもらったー

雇止め(やといども)

パートタイマーや契約社員など、期間を定め締結された労働契約については、契約期間満了により雇用が終了する(雇止め)とはいっても、それまで何度

も更新されてきたのに突如打ち切りになつてはあまりにも労働者に酷です。そこで、一定の有期労働契約については、30日前までに雇止めの予告をしなければならないことになっています。また使用者が雇止めをしようとしても、客観的に合理的な理由もなく、社会通念上相当であると認められないときは、雇止めが認められません。以前と同じ労働条件で契約が更新されます(労働契約法第19条)。

「問題の共有、そして状況の見極め」 談… 笹山尚人弁護士

最近の労働に関する相談は、2000年代前半に多かった解雇、残業代未払いの問題に替わって、パワハラや人間関係でのトラブル、退職の強要などの問題が増えています。



労働問題はひとりで抱え込まないこと。問題の責任がどこにあるのか、多くの人は判断できず、残念ながら我慢したり自分を責めたりしてしまいます。まずは、同僚や家族に話してみても、社会通念上おかしいと感じたら、次のステップに進みましょう。

専門家が、法的に問題あるか否かを判断しますので、いつ、どこで、何があったか事実関係を時系列で整理しましょう。また、ブラック企業といわれる企業の多くは社員を大切に扱いません。経営者が適正な就業環境に改める可能性があるかどうか、見極めることが大切です。退職するなど、他の道を探すことも手段のひとつです。

解決方法はたくさんあります。相談する勇氣をもってください。

笹山尚人…2000年弁護士登録/第二東京弁護士会に所属/大学在学中に、過労死事件の裁判を傍聴したのがきっかけで弁護士になる。待遇や賃金に関する問題など、労働事件を多く取り扱う。



芝居と、はたらくこと。

俳優

イツセー尾形

テレビや映画、舞台上で活躍しながら一人芝居というジャンルを築き上げたイツセー尾形さん。様々な職業を演じてこられた尾形さんに「働く」という事、「働くひとを演じる」という事について伺いました。

「家族をなんとかしなきゃ」
無職になって思った。

「尾形さんは役者になる前は何をされて
いましたか？」

イツセー尾形・18歳から色々なアルバイトをしてきましたね。ウエイター、ビル掃除、機内食の皿洗い。自分の事を根っからの演劇青年だと思って演劇学校に通っていたので、アルバイトはあくまでも仮の姿だと思いつながら働いてました。20代前半に結婚して子どもが生まれて、そんな中で「週間無職のときがあつたんです。そのときにハッと「家族をなんとかしなきゃいけない」って初めて責任感が生まれました。アルバイトなんて俺はいってられない！」と思って、社員になつたんです。しかも物凄くハードな肉体労働。外壁をパネルで建てる仕事なんです。ある日頭に鉄パイプが落ちてきたこともあつた。それに、雨の日の感電なんて日常茶飯事でした。それで、「よし、今日はおしまい！」なんてやりました。

「かなりハードですね……！役者としてデビューされるまでその仕事をされていたんですか？」

20代後半に、『お笑いスター誕生』で勝ち抜いて、ドラマの仕事がきて……となるまでは、役者と肉体労働を半分半分やっていました。あの頃からネタを作るときは、お医者さんや先生とか、職業別で考えて、それぞれの仕事で感じるであろうストレスや感情

を表現していました。仕事っていうのはその人自身という捉え方でしたから、「はたらくこと」というテーマは僕にとつては演じるネタそのもの、とも言えます。

どんな仕事にだって
主体性がある。

「色々な職業の方を演じる中で、共通点などはあるんですか？」

僕はどんな仕事にだって「主体性」があると思つてます。例えば建設現場でライトを振つて交通整理をする仕事は「これをやりなさい」って教わつた通りの事をするんですが、そこに主体性はないのか？というところ、そこにもちゃんと主体性があるんですね。球際に「球際ですか？」

はい、野球選手が「口を捕るときのような、自分が決断して行動しなければいけない、絶対に失敗出来ない瞬間の事です。交通整理の仕事だとしたら、あの車を今ストップさせるか、行かせるか、結局自分の意志で判断しなきゃいけない。そこに主体性があるんです。また例えば、どんなに主体性なしに見える「マスリ男」も、実はそこにこそ主体性を見いだしている。そんな風に「ネタを創ってきたと思います。」

「なるほど。「主体性がない」と今の時代よく言われますけど、どんな人にとって主体性は元々あるものなんだと意識すると、肯定感に繋がりますよね。」

言葉になる前の悩みこそ、
話せたらいい。

「ところで、法テラスという機関はご存知でしたか？」

知らなかったです。そもそも、法自体が我々の日常生活から遠いということもありますが、

たとえば問題が起きたときって、僕は原因を自分のせいにしてたり、自分の人格が劣っているから、と思う事が多いんです。そういう人は悩むほど自分の内に入ってしまうから、法律という外の世界からのアドバイスには、なかなか辿り着かないですね。今はそういう単純な回路ではないという歳になりました。問題を解決するためには「法のもとに照らし合わせよう」というような、法特有の、抽象的で客観的な視点こそ必要だと思つたんです。だからもつと法が日常と身近になるような架け橋があればいいのと思つています。

「もつと気軽に相談出来たりしたらいいですよ？」

そうですね。言葉にならない段階の悩みだつて相談できたらと思います。たとえば「パワハラ」や「セクハラ」は既に有名な言葉ですが、「言語化される前の悩み」もたくさんあると思つています。「いじめ」とまでは言えなくても「ちよつと嫌われているように感じる」という段階とか。そういった「気のせい」と背中合わせのモヤモヤした悩みこそ話せて「それは法的にはこうですよ」って弁護士さんに言つてもええたり、「ミニニケーション出来る場があったら良いと思つています。そんな機会を作るのが法テラスだ」といいなと思つています。

「言語化出来ない日常の悩みと、法を繋げる架け橋になれば良いと心から思っています。本日はありがとうございました。」

イツセー尾形・1952年福岡県生まれ。1971年演出家・森田雄三と演劇活動をはじめ。1981年に「お笑いスター誕生」で金賞を受賞。サラリーマンの悲哀など老若男女の様々なキャラクターを演じ「人芝居」で独自の地位を築く。映画やドラマ、CMで活躍しながら年間120ステージに出演。また海外公演も積極的に、国内外で数々の賞を受賞。高い評価を得ている。現在フリーとして活動中。

のぞいてみよう 法テラス

それぞれの悩みの解決に向けて相談窓口を探したり、
お金がない方に、無料で弁護士や司法書士との相談をできるように加え、
法テラスでは、悩みを抱える多くの人になれるよう、さまざまな取り組みをしています。
今号では、岩手県上閉伊郡大槌町にある被災地出張所「法テラス大槌」と、
法テラスの使い方について紹介します。



岩手県上閉伊郡大槌町

法テラス大槌

町役場と連携し支援の第一線に

「法テラス大槌」は平成24年3月10日岩手県上閉伊郡大槌町に岩手県初の被災地出張所としてオープンしました。大槌町における東日本大震災の死亡者・行方不明者は平成25年8月1日時点で1,284名にものぼります。大槌町は大槌湾へ注ぐ大槌川と小槌川が形成する扇状地に市街地があり、住宅のほかに鉄道や主要道路、商店街や町役場などの施設も多く、津波や火災により壊滅的な被害を受けました。職員40名が犠牲となった大槌町役場は、被災した元の大槌小学校の校舎を仮庁舎にしています。その駐車場とグラウンドの一角に法テラス大槌があります。法テラス大槌は役場に隣接する利点を生かし日常的に大槌町役場と連携し、法的支援の第一線に立っています。



法テラス大槌職員 左から前川さん・斉藤主幹・阿部さん

法テラス大槌相談実績と内容の変化

法テラス大槌における開所から平成25年11月30日までの法律相談・専門家相談の件数は延べ1,504件です。相談の内容は「相続、離婚等」家族に関する相談が42%、「住まい・不動産」が22%、「金銭の貸し借り等」生活上の取引に関する相談が17%となっています。家族に関する相談は開所当初から多く寄せられていましたが、時間の経過と共に債務問題等の生活上の取引に関する相談

や集団移転の進行に伴い、家や土地を売却する際の抵当権に関する相談等が増えてきています。被災地においてはある問題が落ち着いても復興への取組に伴ってまた新たな問題が発生してきます。震災から3年近くになっても法律相談の需要には根強いものがあります。

まずは知ってもらう！ ～1年半でチラシ配り4万枚～

「まず法テラスを知ってもらうことから始めよう」こう語る斉藤文夫主幹と2人の職員達は開所から1年半の間に4万枚ものチラシを配布しました。仮設住宅はもちろんのこと、企業や各種団体を訪問し手作りのチラシを配布しています。「法テラスの相談は基本的に平日の昼間に行っていますが、仕事をされている方は平日の昼間に相談に来るのは難しいです。そういった方に向けて休日や夜間の相談日程を入れたチラシを配布しています。」おかげで、夜間相談や休日相談の実績は確実に増えています。住民のニーズをくみ取る職員の地道な活動が知名度のアップと相談実績の増加につながっています。斉藤主幹はこれまでの活動を振り返り、次のように話しています。「これだけチラシを配り歩いて、法テラスを知らない方はまだまだたくさんいらっしゃいます。広報活動は地味であっても継続して行うことが大切です。」



大槌町役場



法テラス大槌



中



のぞいてみよう法テラス番外編 使ってみよう 法テラス

困った。でもお金がない。そんな人こそ使ってほしい、
法テラスの使い方をご紹介します。

電話をする



1

誰に相談したらいいかも
わからない、
そんなときは……。

2



法テラスサポートダイヤルに
お電話ください。
あなたの悩みと問題を整理して、
適切な相談窓口をご案内します。

法テラスサポートダイヤル
おなやみなし
0570-078374

IP電話・PHSからは03-6745-5600

(平日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時)

弁護士・司法書士に
相談する



3

弁護士・司法書士に
依頼する



法的トラブルでお困りで
経済的に余裕のない方は、
無料で3回まで相談できる制度があります。

4

自分ひとりで解決できないことを、
弁護士・司法書士に
依頼することができます。
費用を立て替える制度もあります。

5

解決に向かう



Q 法テラス

www.houterasu.or.jp

法テラスは全国に50か所。
無料法律相談と費用の立て替えには
条件がありますので、
お近くの法テラスや
サポートダイヤルにお電話いただくか、
くわしくはホームページをご覧ください。



生

スタ弁がゆく

法テラス沖縄法律事務所 小林 健一 弁護士



スタッフ弁護士(スタ弁)は、法テラスの法律事務所働く弁護士です。日本の南端、法テラス沖縄法律事務所の小林健一弁護士は、「私は、沖縄のドラゴンフルーツのようなもので、見た目と味が一致しません」と言います。その中身に迫ってみましょう。

行き当たりばつたりの人生で、 弁護士に行き当たった

私の人生は、行き当たりばつたりです。高校生のときは、日雇いのバイトをしていました。どこに連れて行かれるのか分

からないトラックに乗って、ある日は鳶とびの補助、ある日は石膏ボードの運搬作業、ある日は道路の土木作業と、いろいろな仕事をしました。大学では文学部の東洋史専攻に入学しました。形而下けいげいげ、つまり、形があるものの中では、歴史が一番広く物事が学べるのではないかという気がしたからです。しかし、勉強はまったくせずに、見たことのない土地を求めて、バックパックを担いで世界を旅していました。大学を卒業した後

は、長い間、就職もせずにふらふらしていました。ふらふらする中で、数々のアルバイトや期間契約の仕事を通じて、様々な人と出会いました。残業代が出ない、怪我しても治療費が出ない、急にクビを切られる。目の前で、自分の友人たちが理不尽な扱いを受けていました。お金がない、障がいがある、国籍が違ふ。世の中には、自分が持っている権利を実現できずに困っている人がこんなにいるんだと気づきました。私自身も社会的な弱者でしたが、弱い人の味方になりたいという気持ちが芽生えしました。法律を知っていれば身近な人を守ることができると考え、突き動かされるように、弁護士を目指そうと決

めました。私が30歳のころです。

俺は無力、 だから精一杯寄り添いたい

弁護士になって、心に残る事件の多くは少年事件です。ある少年は、裁判所が少年院に送るかどうかを決めるために様子を見る試験観察期間に、犯罪を繰り返してしまいました。ある少年は、犯した罪はそれほど重くないのに、両親がちゃんと監督できないため、少年院に送られました。このような事件では、自分の無力さを痛感させられます。ひとりひとりの少年の話を聞くと、犯罪を行ったとしても、本当に悪いヤツはいないと感じます。少年事件に思い入れがあるのは、私自身が少年時代に素行の悪かった時期があったためかもしれせん。そんな私でも、一度も刑務所に行くことなく、なんとか仕事をみつけて生活できている。そのことを少年に伝えたいし、少年の立ち直りに寄り添っていきたくと思っています。だから、少年院に送られた少年には、時間を取って会いに行くように心がけています。これからも、少年と一緒に悩み、喜びや悲しみを共有していきたいです。

限界を乗り越えるとき、いつも「仲間」がいた

限界を乗り越えるのはひとりでは無理です。私も、自分ひとりでは解決できないときは、事務所の先輩や周りの人に力を貸してもらいます。沖縄には、周りのみんなが助け合うことを意味する「ゆいまーる」という言葉があります。法テラスは、困りごとを抱えた方の味方です。いつでも気軽に「かりゆし」と「島ぞうり」で相談に来てください。

小林健一弁護士…好きな動物は犬、猫、カメ、こぎる等。好きな漫画家は吉田戦車。好きな島は伊江島。好きな事はお散歩。好きなお菓子はミンティア。好きな言葉は「人にやさしく」。

北大東島空港にて
2012年、法テラスの無料法律相談にて



宮古島にて



本部町・備瀬のフギ並木

ほ法、なるほど。

「カイロ団長」と
「雨ニモマケズ」

法テラス理事
元日本経済新聞論説委員
安岡 崇志



宮沢賢治の童話『カイロ団長』は「幸福な労働とは何かという理想を語った物語」（集英社文庫版の解説）です。庭仕事を三匹の雨蛙を配下に入れた、カイロ団長を名乗る殿様蛙が「働かないと警察にやって首を切ってもらうぞ」と雨蛙たちの尻を叩く。疲れ果てた雨蛙たちが「どうか早く警察へやって下さい」と開き直るや状況は一変し……こう、お話は進みます。

「日本では国民が裁判沙汰を好まないで、他の先進民主国に比べ極端に訴訟件数が少ない」という論議を聞いたことがあるでしょう。ほぼ五十年前、民法学者川島武宜が一般向けに『日本人の法意識』を著してから、この説は社会の常識になったようです。

宮沢賢治の詩『雨ニモマケズ』の一節「ケンクワヤンシヨウガアレバ／ツマラナイカラヤメロトイヒ」もよく、訴訟を嫌い和と譲り合いを尊ぶ日本人の心情

の表れと評されます。しかし違う解釈があります。『雨ニモマケズ』は、農村改良運動の試みに失敗した孤立、無力感を色濃く映すと読み、雨蛙を殿様蛙に立ち向かわせた『カイロ団長』のころの、理想に燃える賢治なら「ツマラナイカラヤメロ」とは歌わなかったはずとみるのです。

実は、川島説には、批判や反対説が次々に現れ、学者の間では「必ずしも客観的検証を伴わない著述だった」（森 薫昭夫名大名誉教授）とされます。賢治が雨蛙にたとえた労働者による訴訟の件数はこの十年間で一・五倍に増えました。注目すべきは、簡便さに工夫した労働審判（三頁を参照）の利用数が、増加を続ける訴訟件数をさらに上回ることです。

司法制度が利用されないのを国民性のせいとせず、真の原因をつきとめ、使いやすい司法に変えたいものです。

編集後記

表紙と裏表紙で、イッセー尾形さんの表情や髪型、ひげの有無などが違っているのがお分かりいただけるでしょうか。新人とベテランの交通整理員をイメージしたそうです。撮影に臨んでいる生き生きとしたイッセーさんを間近で拝見して、仕事に対する熱い想いを感じることができました。設立8年目を迎えた法テラス。初心を忘れず、法的支援を必要とする多くの方に適切な支援がいきわたるよう努めていきたいと思ひます。本年もよろしくお祈りします。(M.M)

●お知らせ●法テラスでは、広報誌のほかツイッターやメールマガジンなどでたくさんの情報をお伝えしています。ホームページの「法テラスピリッ」では、弁護士など関係者の活動、被災地の現状、地方事務所の様子などを定期的に発信しています。ぜひご覧ください。@houterasu_4_10

【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報室

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

TEL:050-3383-5348

E-mail:kouhou24@houterasu.or.jp

NEWS

広報誌の配布にご協力いただきました

神奈川県保険医協会のご協力のもと、神奈川県内の約6,000人のお医者様に、広報誌（春号または秋号）をお配りしました。医療や社会保障にまつわる問題の背景に法律問題が関わっていることもありますので、これからも連携を深めていきたいと思ひます。

神奈川県保険医協会ホームページ「いい医療.com」

<http://www.iiiryuu.com/>

今回ご協力いただいたきっかけは、法テラス神奈川の職員が掛かりつけの歯医者さんで法テラスの話をしたことでした。法テラスは全国の各都道府県にありますので、お気軽に声をお掛けください。



法テラス神奈川の
汲田論紀職員



困ったら法テラス。まずはお電話を。（平日午前9時～午後9時
土曜日午前9時～午後5時）

法テラス
サポート
ダイヤル

0570-078374

IP電話・PHSからは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル

なくことないよ

0570-079714

IP電話・PHSからは03-6745-5601

震災法テラス
ダイヤル

おなやみレスキュー

0120-078309

www.houterasu.or.jp

Q 法テラス